

議事要旨(3)企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長及び小堀専門研究員より、「企業結合に関する会計基準（案）」、「連結財務諸表に関する会計基準（案）」及び「事業分離等に関する会計基準（案）」について、コメントを受けた文案の修正内容について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（段階取得において、個別財務諸表は従来通りの取扱いとすることについて）

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ 連結財務諸表と個別財務諸表とで異なった取扱いをすることについては、連結先行の議論は企業会計審議会の企画調整部会において現在検討中であるため、もしも先取りするのであれば、当委員会として理屈付けをしっかりとする必要があるのではないか。
- ・ 連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成するという個別財務諸表準拠性という考え方が変わったということか。
- ・ コンバージェンスの観点から連結財務諸表は異なることになるという整理でよいと考えるが、投資が継続するという従来の考え方をもっと明確に記載したらどうか。

これらに対し、事務局からは、連結先行の先取りや考え方を変えたものではなく、公開草案の段階では個別も連結と同様の取扱いとしていたものに対して、投資の実態又は本質が変わったものと見なせない場合も多いが連結上はコンバージェンスを図るべきとするコメントが寄せられたことと、現行の関連会社株式に対する持分法の適用は連結のみとされている取扱いを踏まえ、短期プロジェクト項目としての対応を図ったものであるが、結論の背景の記載については引き続き検討していく旨の回答があった。

（段階取得において、関連会社株式を保有していた場合についても、その他有価証券を保有していた場合と同様の取扱いとすることについて）

出席した委員から、次のような意見が出された。

- ・ 関連会社株式を保有していた場合の取扱いについて、結論の背景における事業分離との関係についての記載が長く分かりづらいため、企業結合の考え方を中心に簡潔にまとめるのが良いのではないか。

これに対し、事務局から、関連会社株式を保有していた場合の取扱いを見直したことにより、事業分離における事業投資の継続の考え方との関係について説明する必要があるため、事業分離基準の検討の経緯まで立ち返って考え方を整理したものであるが、当該記載については引き続き検討していく旨の回答があった。

（少数株主損益調整前当期純利益の表示について）

出席した委員から、次のような意見が出された。

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ・ 税引後ベースでは少数株主持分を除いた利益を開示することが、日本の会計基準の親会社説による考え方であるため、海外と同様に経済的単一体説について議論をおこない、純利益が2つになることについて経営者を納得させることが必要ではないか。
- ・ 今後、財務諸表は全体として大きく変わってくることが想定されるため、その際に当該項目も検討し理解を深めていくことで十分なのではないか。
- ・ 公開草案前に自分が提案した検討項目であるが、その背景としては税引後ベースにて少数株主持分があっても支障はないのではないかとことや、来年から米国会計基準も国際的な会計基準も、少数株主損益調整前である当期純利益が開示される予定であることから、財務諸表の表示が全体として変わるまで3～4年も待つことよりも、早期に海外投資家に説明できることが良いものと考えている。
- ・ 利用者（レンダー）としては、ローンのストラクチャーに応じて当期純利益へ少数株主持分を加えて分析することもあり、必要である。

これらに対し、事務局からは、寄せられたコメントでは親会社説との関係などを理由とする反対意見があったが、そのような概念を見直すほどのことではなく、単に小計を追加することにより利用者の便宜と比較可能性が達成されるものであると思われるが、引き続き検討する旨の回答があった。

以 上